

## 令和7年度「長野県地域日本語教育の体制づくり事業」

### 「信州で暮らそうオンライン日本語教室」日本語教師公募要領

長野県県民文化部県民政策課

長野県県民文化部県民政策課では、令和7年度「長野県地域日本語教育の体制づくり事業」において実施する「信州で暮らそうオンライン日本語教室」において日本語指導に携わる日本語教師を次のとおり募集します。

#### 1 事業の目的

外国人県民が県内のどこに住んでいても生活に最低限必要な日本語や日本文化・生活習慣をオンラインで学ぶとともに、県民との交流ができる場を併せて提供することにより、外国人県民が日本語で意思疎通を図り、地域の一員として暮らすことができるよう支援することが本事業の目的です。

長野県では多文化共生の拠点となる「日本語教育人材（コーディネーター、日本語教師、日本語交流員）が連携した学習機会」と「地域社会とのつながり」を提供できる日本語教室（以下、「人材連携型教室」という）の創出と普及を進めており、「信州で暮らそうオンライン日本語教室」は、一部の授業においてこの形式で実施します。

#### 2 活動内容等

##### (1) 活動内容

- ・信州で暮らそうオンライン日本語教室（以下、「当日本語教室」）における日本語学習者に対する日本語指導
- ・当日本語教室における日本語交流員との連携、日本語交流員に対する活動指示
- ・長野県が配置するコーディネーターによるシラバス作成への協力
- ・教室実施のための検討会議等への出席（オンライン又は参集により複数回実施予定）

なお、教室においては長野県が養成した日本語交流員と連携するため、人材連携型教室での指導経験がない方は、長野県が作成した「長野県日本語交流員養成初期研修ワークブック」を熟読することを推奨します。

【掲載先】 [https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/koryuin\\_curriculum\\_kyozai.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/koryuin_curriculum_kyozai.html)

##### (2) 教室概要

開催日時・形式：

クラス	オンライン授業（各クラス全 15 回）		課外活動（各クラス 2 回）
秋クラス	11 月 4 日（火） ～12 月 23 日（火） 毎週火曜日及び金曜日	午後 7 時 30 分 ～ 9 時	11 月 23 日（日）（東信 地域）、12 月 14 日（日） （南信地域）
冬クラス	1 月 6 日（火） ～ 2 月 24 日（火） 毎週火曜日及び金曜日		1 月 12 日（月）（中信地 域）、2 月 8 日（日）（北 信地域）

学習者数：定員 15 名（レベル：入門～初級）

使用教材：『できる？できた！！くらしのにほんご 入門編』（兵庫県国際交流協会）他

### 3 対象者

以下の(1)～(4)、すべてを満たす長野県在住の方とします。

ご不明な点がございましたら、県民政策課までお問い合わせください。

#### (1) 次のいずれかに該当すること

- ①登録日本語教員
- ②出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第 1 条第 1 項第 13 号イ～ハい  
ずれかに該当する者
- ③同第 1 条第 1 項第 13 号ニに規定する「日本語教育に関する研修であって適当と  
認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了した者」に該当する者（学  
士の学位を有することは求めない）

#### (2) 日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムを行えること。

#### (3) 地域の日本語教育に格別の意欲をもっていること。

#### (4) 応募時点でオンライン授業 10 回以上、課外活動 1 回以上に参加できること。なお、 秋クラスまたは冬クラスのいずれか一方のみのご応募も受け付けます。

### 4 募集期間

令和 7 年 9 月 10 日（水）午前 10 時から令和 7 年 9 月 28 日（日）まで

### 5 募集人数

若干名

## 6 申込方法

ながの電子申請サービスによる

<URL>

[https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=62005](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62005)

## 7 周知方法

(1) 県ホームページ

(2) 公益社団法人 日本語教育学会 ホームページ

## 8 報酬等

(1) 報酬

2,650 円/時間

教室準備や会議等については、別途支給します。

(2) 旅費

費用弁償（会議や課外活動等への参加の場合）

（県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和 33 年長野県規則第 60 号）の規定）

## 9 選考

(1) 選考方法

書類審査合格者に対し、10 月上旬に WEB による個別面接を実施します。

(2) 選考基準

業務を行うための必要な経験や知識等の要件を満たしているか、当日本語教室の日本語教師としてふさわしいかという基準で総合的に判断します。なお、選考において、長野県が実施した「令和 6 年度日本語教師のための地域日本語教育研修」の修了者は加点对象となります。

(3) 選考結果の通知

選考結果は応募時に登録したメールアドレスに通知します。（書類選考を実施した際も同様です）

については、応募時は必ず連絡の取れるメールアドレスを登録してください。

## 10 その他

提出いただいた応募書の個人情報を選考のみに使用し、その他の目的には使用しません。

## 11 問い合わせ先

長野県県民文化部県民政策課多文化共生係

電 話 026-235-7132

電子メール tabunka@pref.nagano.lg.jp

### 参考1

#### 日本語交流員

日本語交流員は、「日本語学習を支援する者としての基礎的知識を備えつつ、外国人と地域をつなぎ、共生を支援する役割を担う人材」のことです。長野県では日本語交流員を養成するための研修を実施しており、当日本語教室へ派遣される日本語交流員は県が実施する研修を修了した方です。

### 参考2

#### 出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者